

議案第4号

あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月15日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

新たに東秋留駅南口第3自転車等駐車場を設置することに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成9年あきる野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表東秋留駅南口第2自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

東秋留駅南口第3自転車等駐車場	あきる野市野辺465番地4
-----------------	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。